

阿南市人権施策基本方針を改訂しました

基本方針策定の主旨

本市では、全国に先駆けて、平成5年（1993年）に制定した「阿南市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を発展的に再構築した「阿南市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、人権に関する施策を総合的に推進するため、平成20年（2008年）に「阿南市人権施策基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定し、すべての人の人権が尊重される阿南市の実現をめざして取り組んできました。しかしながら、インターネットを悪用した人権侵害など新たな問題が顕在化し、人権問題はますます多様化、複雑化の傾向にあります。



平成28年（2016年）に「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」などが施行されたことに伴い、この度、「阿南市人権尊重のまちづくり条例」を一部改正するとともに、新たな課題への対応を含め、基本方針の改訂を行いました。

基本方針の理念

本市においては同和問題をあらゆる人権問題の重要な柱としてとらえ、すべての市民がお互いの人権を尊重し合い、多様性を認め、心豊かに安心して暮らせる希望に満ちあふれた人権尊重のまちづくりをめざして、阿南市における真の人権確立に向けたさまざまな施策の推進に努めていきます。

基本方針の性格

この基本方針は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。）」の規定に基づき、人権に関する法律や国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨を踏まえ、本市が取り組むべき人権教育・啓発の基本的な方向性を示したものです。さらに「第5次阿南市総合計画」はもとより、その他関連する計画等との整合性を保ち、本市の人権教育・啓発分野の諸施策の基本的な指針となるものです。

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権施策の推進

「人権教育・啓発推進法」の趣旨を踏まえ、家庭、学校等（保育所・幼稚園・認定こども園を含む。）、地域、職域などあらゆる場や機会を通じて人権教育・啓発を推進していきます。また、多様な学習機会の提供に努めます。

相談・支援の推進

市民が気軽に相談できるよう相談内容の秘匿や保護に努め、市ホームページ等あらゆる機会を利用して必要な情報の提供に努めます。また、関係機関との連携強化に努めます。



人権課題に対する取組の推進

<人権課題>

<施策の基本的方向>

1 同和問題	①同和問題啓発の推進 ②人権教育の推進及び生涯学習への支援 ③今後の生活環境の改善、教育・就労保障等の取組 ④相談・支援の推進
2 女性	①人権の尊重と男女共同参画の意識づくり ②学びの場における男女共同参画の推進 ③女性活躍推進の基盤づくり ④ワーク・ライフ・バランスの推進 ⑤地域社会における男女共同参画の推進 ⑥暴力をゆるさない社会づくり (DV 防止市町村基本計画)
3 子ども	①子どもの権利の尊重 ②いじめや不登校等への取組 ③健全育成に向けての取組 ④教育相談体制の充実 ⑤児童虐待防止対策の充実 ⑥子育て支援の推進
4 高齢者	①地域で支え合う体制づくり ②認知症対策の推進 ③高齢者虐待の防止 ④成年後見制度の利用促進
5 障がい者	①啓発・広報活動の推進 ②福祉教育の充実、交流活動の促進 ③特別支援教育の充実 ④雇用促進
6 外国人	①多文化共生・多文化理解の促進 ②外国人が暮らしやすい環境づくり ③国際理解の教育の推進 ④外国人技能実習生・特定技能外国人への対応
7 HIV感染者・ハンセン病回復者等	①感染症等に対する正しい知識の普及啓発 ②学校教育の充実 ③自立・社会参加への支援
8 性的少数者の人々	①性的少数者の人々に対する理解と認識を深め、性の多様性を認め合うための教育・啓発の推進
9 犯罪被害者等	①犯罪被害者等の人権の配慮に向けた教育・啓発の推進 ②犯罪被害者等に対する支援の充実
10 刑を終えて出所した人や家族	刑を終えて出所した人や家族の人権の配慮に向けた教育・啓発の推進
11 インターネットによる人権侵害	個人の名誉やプライバシーに対する正しい理解を深めるための啓発・メディアリテラシーを含む教育の充実
12 北朝鮮による日本人拉致問題等	拉致問題への関心と認識を深める教育・啓発の推進
13 アイヌの人々	アイヌ独自の文化や伝統に対する理解と認識を深め、その人権を尊重するための教育・啓発の推進
14 さまざまな人権課題	・沖縄における人権侵害・冤罪被害者の人々の人権侵害 ・マスメディアの行き過ぎた取材や報道による人権侵害 ・ホームレスになることを余儀なくされた人々の人権侵害 ・大規模災害等発生時の人権侵害 などさまざまな人権課題に対する啓発